

# 日本計算工学会 表彰委員会規程

平成14年3月18日制定  
平成15年5月14日改定  
平成19年4月 1日改定  
平成20年1月16日改定  
平成27年7月24日改定

## (総則)

第1条 表彰規程第13条に定める表彰委員会は、本規程により運用する。

## (任務)

第2条 表彰委員会は、表彰に関する方針、枠組みを理事会に提案するとともに、受賞者の選考を行い、選考結果を理事会に答申する。

## (構成)

第3条 表彰委員会は、会長、副会長、総務・論文・講演会・会員担当理事および事務局長により構成され、会長が委員長を務める。

## (任務の分担)

第4条 大賞、功績賞、川井メダル、庄子メダルおよび功労賞の選考は表彰委員会が直接行う。

第5条 論文賞、技術賞、論文奨励賞、博士論文賞の受賞候補者は、表彰委員会の下に学会賞候補者選考委員会を設置して行う。

## (改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

## (実施)

第7条 本規程は、平成27年10月1日から実施する。